

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条に基づく書面)

2026 年 4 月 1 日

ソーダニッカ株式会社

2026年4月1日

東京都中央区日本橋三丁目6番2号
ソーダニッカ株式会社
代表取締役 目崎 龍二

当社は、2025年11月17日付で株式会社日進との間で締結した合併契約書に基づき、2026年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社日進を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関し、会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条に定める開示事項は下記の通りです。

記

1. 本合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2026年4月1日

2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過に関する事項（会社法施行規則第200条第2号）

（1）株主の差止請求手続の経過（会社法第784条の2）

吸収合併消滅会社が発行する全株式を当社が保有していたため、株主からの差止請求について該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求手続の経過（会社法第785条）

吸収合併消滅会社が発行する全株式を当社が保有していたため、反対株主からの差止請求について該当事項はありません。

（3）新株予約権買取請求手続の経過（会社法第787条）

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

（4）債権者の異議手続の経過（会社法第789条）

吸収合併消滅会社は、会社法第789条の規定に基づき、2026年1月27日付の官報により、債権者に対して本合併への異議申述の公告を行い、かつ、知っている債権者に各別に催告を行いました。申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定手続の経過に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

（1）株主の差止請求手続の経過（会社法 796 条の 2）

本合併は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易合併に該当するため、該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求手続の経過（会社法 797 条）

本合併は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易合併に該当するため、該当事項はありません。

（3）債権者の異議手続の経過（会社法 799 条）

当社は、会社法第 799 条の規定に基づき、2026 年 1 月 27 日付の官報および電子公告により、債権者に対して本合併への異議申述の公告を行いました。申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本合併により当社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、本合併の効力発生日である 2026 年 4 月 1 日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債その他の権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別添資料の通りです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

2026 年 4 月 6 日（予定）

7. 上記のほか本合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

該当事項はありません。

以上

別添資料

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 182 条に基づく書面)

2026 年 1 月 27 日

株式会社日進

2026年1月27日

株式会社日進
代表取締役 佐藤 壮

当社は、2025年11月17日付でソーダニッカ株式会社との間で締結した合併契約書に基づき、2026年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、ソーダニッカ株式会社を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行うこととしました。本合併に関し、会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条に定める事項は下記の通りです。

記

1. 吸収合併契約の内容

2025年11月17日付で当社とソーダニッカ株式会社が締結した合併契約書は別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

当社はソーダニッカ株式会社の完全子会社であり、合併対価の交付はございません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はございません。

4. 新株予約権の定めに関する事項

当社は新株予約権を発行しておらず、該当事項はございません。

5. 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項

（1）最終事業年度に係る計算書類等

ソーダニッカ株式会社の最終事業年度に係る計算書類等は、金融商品取引法による有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

（2）最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象

該当事項はございません。

6. 吸収合併消滅会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象

該当事項はございません。

7. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

2025年3月31日現在、吸収合併存続会社および吸収合併消滅会社の貸借対照表における資産の額、負債の額および純資産の額は以下の通りです。

吸収合併存続会社：	資産の額：	70,833百万円
	負債の額：	42,177百万円
	純資産の額：	28,656百万円
吸収合併消滅会社：	資産の額：	443百万円
	負債の額：	233百万円
	純資産の額：	210百万円

いずれの会社についても、本合併の効力発生日までに資産および負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予想されておらず、本合併後における吸収合併存続会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点、ならびに、当社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みて、当社の負担する債務については、本合併の効力発生日以後も履行の見込みがあると判断いたします。

8. 事前開示開始日後に上記の各事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

変更が生じた場合には直ちに開示いたします。

以 上

合併契約書

ソーダニッカ株式会社（以下「甲」という）及び株式会社日進（以下「乙」という）は、甲と乙との合併に関し、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（吸収合併）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する（以下「本合併」という）。

2 吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は次の各号に定めるとおりである。

- (1) 吸収合併存続会社：甲 商号 ソーダニッカ株式会社
住所 東京都中央区日本橋三丁目6番2号
- (2) 吸収合併消滅会社：乙 商号 株式会社日進
住所 愛知県名古屋市熱田区一番二丁目36番19号

第2条（合併対価の不交付）

甲は、乙の発行済株式の全部を所有しているため、本合併に際し、乙の株主に対して一切の合併対価を交付しない。

第3条（資本金及び準備金の額）

甲は、本合併により、その資本金の額及び資本準備金の額を増加しない。

第4条（効力発生日）

本合併の効力発生日（以下「効力発生日」という）は2026年4月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙間で協議の上、これを変更することができる。

第5条（権利義務の承継）

- 1 乙は、2025年3月31日現在の乙の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した資産、負債その他の権利義務の全部を効力発生日に甲に承継させ、甲はこれを承継する。
- 2 乙は、2025年4月1日から効力発生日までの間の資産及び負債の変動につき、別に計算書を作成し、その内容を明確にする。

第6条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、それぞれの業務を執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為をしようとする場合には、あらかじめ甲乙間で協議の上、これを実行する。

第7条（合併条件の変更及び合併契約の解除）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産若しくは経営状態に重要な変動を生じたときは、又は本合併の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、甲乙間で協議の上、本合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第8条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲乙間で協議の上、これを決定する。

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

2025年11月17日

甲： 東京都中央区日本橋三丁目6番2号
ソーダニッカ株式会社
代表取締役 目崎 龍二

乙： 愛知県名古屋市熱田区一番二丁目36番19号
株式会社日進
代表取締役 佐藤 壮